別紙1 千葉市こどもプランについて

(1)計画の概要

①趣旨

今般の社会情勢や子どもを取り巻く様々な問題に対応するため、すべての子どもと 子育て家庭への支援、青少年や若者に対する支援等を総合的に推進するために策定。

- ②計画の位置づけ
 - ・子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」 ・・・・・(策定義務)
 - ・子ども・若者育成支援推進法に基づく

「子ども・若者健全育成及び支援についての計画」・・・・・・(策定努力義務)

- 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「ひとり親家庭自立支援計画」 ・・・ (策定任意)
- •「こどもの参画推進計画」 · · · · · · · · · · · · · · · · · · (策定任意)

上記 4 つの計画を、一体的なものとして策定し、基本施策 1 『子ども・子育て支援』 を始めとする 1 1 の基本施策で構成。

③計画期間

平成27年度から平成31年度までの5年間

(2) 進捗管理の方法

以下について評価を行う。

- ①教育・保育の提供について (第1章 子ども・子育て支援)
- ②地域子ども・子育て支援事業の提供について (第1章 子ども・子育て支援)
- ③新規・拡充事業の各年度の実施内容・目標値に対する状況 (各章)
- ④取組内容に対する評価 (各章)

(3) 進捗状況の公表

①公表方法

社会福祉審議会児童福祉専門分科会において、計画における実施状況や評価についての報告・意見聴取を行うこととしている。

- ②スケジュール
 - 10月17日 社会福祉審議会児童福祉専門分科会に報告
 - 11月中旬 ホームページ等で公表予定

(4) 社会福祉審議会児童福祉専門分科会における報告について

「(2) 進捗管理の方法」のうち、①~③について報告する。